

第74回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2023年6月29日（木曜日）
午前10時

開催場所 東京都中央区新川一丁目24番4号
当社本店 2階会議室

※末尾の「会場案内図」をご参照ください。

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件
- 第3号議案 取締役12名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容改定並びに制度継続の件

郵送またはインターネット等による議決権行使期限

2023年6月28日（水曜日）
午後5時30分まで

大豊建設株式会社

証券コード：1822



DAIHO
CORPORATION

■ 目次

第74回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	23
連結計算書類	44
計算書類	46
監査報告書	48

証券コード 1822

2023年6月9日

(電子提供措置の開始日 2023年6月6日)

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目24番4号

大豊建設株式会社

代表取締役 森下 覚 恵

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第74回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.daiho.co.jp/ir/gms/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しております。以下の東京証券取引所のウェブサイトへアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「大豊建設」又は「コード」に当社証券コード「1822」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使いただくことができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、後述の「議決権行使についてのご案内」に従って2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 東京都中央区新川一丁目24番4号
当社本店 2階会議室

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第74期(自2022年4月1日 至2023年3月31日) 事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第74期(自2022年4月1日 至2023年3月31日) 計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件
第3号議案 取締役12名選任の件
第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容改定並びに制度継続の件

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎体調がすぐれない場合はご無理をなさらず、ご来場を見合わせていただくことをご検討下さい。

◎総会ご出席者へのお土産はご用意しておりません。

◎会社法改正により、電子提供措置事項について前頁に記載の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主さまに限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。

- ①事業報告の「会社の体制および方針」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトはその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

### 株主総会へのご出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため第74回定時株主総会招集ご通知(本資料)をご持参ください。

#### 株主総会開催日時

2023年6月29日(木曜日)  
午前10時

### 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返信ください。各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

#### 行使期限

2023年6月28日(水曜日)  
午後5時30分到着分まで

### インターネット等による議決権行使

(詳しくは次頁をご覧ください)



当社指定の議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、画面の案内に従って、下記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト：  
<https://www.web54.net>

#### 行使期限

2023年6月28日(水曜日)  
午後5時30分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

● こちらに議案の賛否をご記入ください。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>議決権行使書</b> 株主番号 012345678 議決権行使回数 10回</p> <p>〇〇〇〇株式会社 御中<br/>                 親は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日開催の株主総会<br/>                 〇〇取次役株主総会(議決権行使書を含む)<br/>                 付)に於ける議案について、右記(欄内〇印<br/>                 付)の表示)の通り議決権を行使します。</p> <p>〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日</p> <p>各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示のあるものとして取り扱われます。</p> <p>〇〇〇〇株式会社<br/>                 代 行 太 郎</p> <p>100-8233<br/>                 千代田区丸の内1丁目4番1号</p> <p>〒100-8233<br/>                 千代田区丸の内1丁目4番1号</p> <p>0000000000000000000000 K1T-00000001#</p> <p>インターネットと併用で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。<br/>                 株主総会にご出席の際は、この用紙の印字を切り離さずにそのまま会場受付にご提出ください。</p> | <p><b>見本</b></p> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>議案</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>賛</td> </tr> <tr> <td>否</td> </tr> </table> | 議案 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 賛 | 賛 | 賛 | 賛 | 賛 | 賛 | 賛 | 賛 | 賛 | 賛 | 否 | 否 | 否 | 否 | 否 | 否 | 否 | 否 | 否 | 否 | <p><b>お 願 い</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、0100年〇月〇日付に郵送のうえ、3時前までご返送ください。</li> <li>議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示の際は、一部の候補者につき賛成と表示される場合は、「株主総会参考書」に記述の当該候補者の番号をご記入ください。</li> <li>賛否のご表示は、票色のボールペンにより、はっきりと印をご記入ください。</li> <li>議決権行使書用紙をインターネットで行使される場合は、下記記載のウェブサイトに議決権行使コードとパスワードによりアクセスのうえ、0100年〇月〇日付に郵送のうえ、3時前までご返送ください。この場合、議決権行使書を送る必要はありません。</li> </ol> <p>スマートフォン<br/>                 議決権行使<br/>                 ウェブサイト<br/>                 ログインQRコード</p> <p>〇〇〇〇株式会社</p> |
| 議案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 議案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 議案 | 議案 | 議案 | 議案 | 議案 | 議案 | 議案 | 議案 |    |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 3  | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 |    |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 賛                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 賛                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 賛  | 賛  | 賛  | 賛  | 賛  | 賛  | 賛  | 賛  |    |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 否                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 否                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 否  | 否  | 否  | 否  | 否  | 否  | 否  | 否  |    |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

※議決権行使書はイメージです。

書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内 **行使期限** 2023年6月28日（水曜日）午後5時30分まで

## QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

- 書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効といたします。
- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- インターネット等のご利用環境によっては、ご利用いただけない場合があります。

インターネット等による議決権行使に関して、ご不明な点がございましたら、右記にお問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

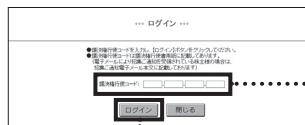
議決権行使ウェブサイト  
<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル  
☎ 0120-652-031 (受付時間 午前9時～午後9時)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）  
機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は長期的発展の礎となる財務体質の充実を図りつつ、安定的な配当の維持および向上を図っていくことを基本方針としております。また、株主還元策の一環として2022年3月期から3年間の連結配当性向は70%以上を確保するものとしております。

この方針のもと、収益に対して配当を行うべきものと考えておりますが、近年の社会環境の変化や将来の事業展開等を総合的に勘案いたしました結果、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. その他の剰余金の処分に関する事項

剰余金の配当など株主還元策が実施できる状態を確保するため、別途積立金取崩しのご承認をお願いするものであります。

- (1) 減少する剰余金の項目とその額  
別途積立金 4,000,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目とその額  
繰越利益剰余金 4,000,000,000円

#### 2. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金230円 総額4,072,788,940円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2023年6月30日

## 第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

今後の当社の資本政策の柔軟性確保と適正な税制の適用による財務内容の健全性維持を目的として、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少を行うものであります。

なお、本議案は、貸借対照表の純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動はなく、また業績に与える影響はありません。

### (1) 減少する資本金の額及びその方法

資本金の額30,736,776,599円のうち20,736,776,599円を減少し、その減少額全額を「その他資本剰余金」に振り替え、減少後の資本金の額を10,000,000,000円といたします。

### (2) 減少する資本準備金の額及びその方法

資本準備金の額21,746,887,768円のうち11,746,887,768円を減少し、その減少額全額を「その他資本剰余金」に振り替え、減少後の資本準備金の額を10,000,000,000円といたします。

### (3) 資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2023年8月4日（予定）

### 第3号議案 取締役12名選任の件

取締役12名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏名                     | 当社における地位および担当                               |    |    |    |    |
|-----------|------------------------|---------------------------------------------|----|----|----|----|
| 1         | もり した かく え<br>森 下 覚 恵  | 代表取締役執行役員社長                                 | 再任 |    |    |    |
| 2         | なか むら もも き<br>中 村 百 樹  | 取締役専務執行役員建築本部長<br>兼安全環境担当                   | 再任 |    |    |    |
| 3         | くぎ もと みのる<br>釘 本 実     | 取締役常務執行役員管理本部長<br>兼コンプライアンス担当兼関係会社担当兼総務事項担当 | 再任 |    |    |    |
| 4         | せ ち あき ひこ<br>瀬 知 昭 彦   | 取締役常務執行役員企画本部長                              | 再任 |    |    |    |
| 5         | ます だ ひろ し<br>益 田 浩 史   | 取締役常務執行役員土木本部長兼海外部門担<br>当兼技術研究所担当           | 再任 |    |    |    |
| 6         | あ そう いわお<br>麻 生 巖      | 取締役                                         | 再任 |    |    |    |
| 7         | ないとう たつ じろう<br>内藤 達次郎  | 社外取締役                                       | 再任 | 社外 | 独立 |    |
| 8         | ふじ た かず ひろ<br>藤 田 和 弘  | 社外取締役                                       | 再任 | 社外 | 独立 |    |
| 9         | おお しま よし たか<br>大 島 義 孝 | 社外取締役                                       | 再任 | 社外 | 独立 |    |
| 10        | あつ み よう こ<br>渥 美 陽 子   | 社外取締役                                       | 再任 | 社外 | 独立 | 女性 |
| 11        | かみ や そう の すけ<br>神谷 宗之介 | 社外取締役                                       | 再任 | 社外 | 独立 |    |
| 12        | か とう とも はる<br>加 藤 智 治  | 社外取締役                                       | 再任 | 社外 | 独立 |    |

(ご参考) 取締役候補者のスキルマトリックス

当社が取締役に期待する主な専門性と知見を示したものです。

| 役職・氏名 |                             | 属性 |     | 専門性と知見        |                       |    |                |                 |     |    |
|-------|-----------------------------|----|-----|---------------|-----------------------|----|----------------|-----------------|-----|----|
|       |                             | 新任 | 独立性 | 企業経営・<br>企業戦略 | 財務・<br>ファイナンス・<br>M&A | 技術 | マーケティング・<br>営業 | 法務・<br>コンプライアンス | ESG | DX |
| 1     | 代表取締役執行役員社長<br>森下 覚恵        |    |     | ●             |                       | ●  | ●              |                 | ●   |    |
| 2     | 取締役専務執行役員<br>建築本部長<br>中村 百樹 |    |     |               |                       | ●  | ●              |                 | ●   |    |
| 3     | 取締役常務執行役員<br>管理本部長<br>釘本 実  |    |     | ●             | ●                     |    |                | ●               | ●   |    |
| 4     | 取締役常務執行役員<br>企画本部長<br>瀬知 昭彦 |    |     | ●             | ●                     |    |                |                 | ●   | ●  |
| 5     | 取締役常務執行役員<br>土木本部長<br>益田 浩史 |    |     |               |                       | ●  | ●              |                 |     | ●  |
| 6     | 取締役<br>麻生 巖                 |    |     | ●             | ●                     |    |                | ●               |     |    |
| 7     | 取締役<br>内藤 達次郎               |    | ●   | ●             |                       |    |                |                 |     | ●  |
| 8     | 取締役<br>藤田 和弘                |    | ●   |               | ●                     |    |                |                 |     | ●  |
| 9     | 取締役<br>大島 義孝                |    | ●   |               | ●                     |    |                | ●               | ●   |    |
| 10    | 取締役<br>渥美 陽子                |    | ●   |               |                       |    |                | ●               | ●   |    |
| 11    | 取締役<br>神谷 宗之介               |    | ●   |               |                       |    |                | ●               | ●   |    |
| 12    | 取締役<br>加藤 智治                |    | ●   | ●             | ●                     |    |                |                 |     |    |

候補者  
番号

1

もりした  
森下

かくえ  
覚恵

(1956年4月23日生)

再任

取締役在任年数

4 年

取締役会への出席状況

16 回 / 16 回

所有する当社の株式の数

3,391 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 4月 当社入社  
2008年 6月 当社広島支店長  
2009年 4月 当社大阪支店土木技術部長  
2010年 4月 当社大阪支店土木営業部長  
2013年 4月 当社九州支店長  
2014年 4月 当社執行役員九州支店長  
2017年 4月 当社執行役員名古屋支店長  
2018年 4月 当社常務執行役員名古屋支店長  
2019年 4月 当社専務執行役員土木本部長  
2019年 6月 当社取締役専務執行役員土木本部長  
2020年 4月 当社取締役専務執行役員土木本部長兼海外部門担当  
2021年 4月 当社取締役執行役員副社長土木本部長兼海外部門担当  
2021年 6月 当社代表取締役執行役員副社長土木本部長兼海外部門担当  
兼安全環境担当  
2022年 4月 当社代表取締役執行役員副社長  
2022年 6月 当社代表取締役執行役員社長（現任）

取締役候補者とした理由等

森下覚恵氏は、土木部門での要職を歴任し、当社の事業活動に関する豊富な経験と幅広く高度な知見を有しております。これらの知見と経験を当社グループの持続的な成長と企業価値の更なる向上および当社が目指す経営計画の実現等に活かしていただきたいことから、引き続き取締役候補者として指名いたしました。同氏は、取締役に選任された場合は、取締役会での選定を条件として、代表取締役社長に就任する予定です。

候補者  
番号

2

なかむら  
中村

ももき  
百樹

(1960年12月24日生)

再任

取締役在任年数

2年

取締役会への出席状況

16回/16回

所有する当社の株式の数

2,145株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月 当社入社  
2011年4月 当社東京支店建築部長  
2015年1月 当社東京支店次長建築部長  
2016年4月 当社東京支店副支店長  
2017年4月 当社執行役員東京支店副支店長  
2018年4月 当社執行役員東京建築支店長  
2020年4月 当社常務執行役員東京建築支店長  
2021年4月 当社常務執行役員建築本部長  
2021年6月 当社取締役常務執行役員建築本部長  
2022年4月 当社取締役専務執行役員建築本部長兼安全環境担当（現任）

取締役候補者とした理由等

中村百樹氏は、建築部門での要職を歴任し、豊富な実務経験と建築業務全般の高い知見を有し、2021年4月からは建築本部長として収益力の向上に貢献してまいりました。これらの知見と経験を建築業務全般にわたる統制と重要事項の決定および業務執行の監督などの当社が目指す経営計画の実現等に活かしていただきたいことから、引き続き取締役候補者として指名いたしました。

候補者  
番号

3

くぎもと  
釘本

みのる  
実

(1960年11月6日生)

再任

取締役在任年数

2年

取締役会への出席状況

16回/16回

所有する当社の株式の数

2,076株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月 当社入社  
2013年5月 当社東北支店総務部長  
2017年7月 当社管理本部経理部長  
2018年4月 当社執行役員管理本部経理部長  
2019年4月 当社常務執行役員管理本部副本部長兼経理部長  
2021年4月 当社常務執行役員管理本部長  
2021年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼コンプライアンス担当  
兼関係会社担当兼総務事項担当（現任）

取締役候補者とした理由等

釘本実氏は、長年にわたり管理部門の要職を歴任し、豊富な経験と経営全般の知見を有し、2021年4月からは管理本部長として管理部門を統括してまいりました。これらの知見と経験を管理業務全般にわたる統制と重要事項の決定および業務執行の監督など当社が目指す経営計画の実現等に活かしていただきたいことから、引き続き取締役候補者として指名いたしました。

候補者  
番号

4

せ ち  
瀬 知

あ き ひ こ  
昭 彦

(1961年3月9日生)

再任

取締役在任年数

1 年

取締役会への出席状況

10 回 / 10 回

所有する当社の株式の数

650 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月 当社入社  
2009年2月 当社企画室長  
2019年4月 当社執行役員企画室長  
2021年4月 当社常務執行役員企画室長  
2022年1月 当社常務執行役員企画本部長  
2022年6月 当社取締役常務執行役員企画本部長（現任）

取締役候補者とした理由等

瀬知昭彦氏は、企画部門での要職を歴任し、当社の事業活動に関する豊富な経験と高い知見を有しております。2022年1月からは企画本部長として企画部門を統括してまいりました。これらの知見と経験を企画業務全般にわたる統制と重要事項の決定および業務執行の監督など当社が目指す経営計画の実現等に活かしていただきたいことから、引き続き取締役候補者として指名いたしました。

候補者  
番号

5

ま す だ  
益 田

ひ ろ し  
浩 史

(1959年2月17日生)

再任

取締役在任年数

1 年

取締役会への出席状況

10 回 / 10 回

所有する当社の株式の数

1,179 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月 当社入社  
2008年11月 当社大阪支店土木部長  
2009年2月 当社九州支店工事部長  
2011年9月 当社東北支店営業部長  
2017年4月 当社東北支店次長  
2019年4月 当社執行役員東北支店副支店長  
2020年4月 当社執行役員大阪支店長  
2021年4月 当社常務執行役員大阪支店長  
2022年4月 当社常務執行役員土木本部長兼海外部門担当  
2022年6月 当社取締役常務執行役員土木本部長兼海外部門担当兼技術研究所担当（現任）

取締役候補者とした理由等

益田浩史氏は、土木部門での要職を歴任し、当社の事業活動に関する豊富な経験と高い知見を有しております。2022年4月からは土木本部長として収益力の向上に貢献してまいりました。これらの知見と経験を土木業務全般にわたる統制と重要事項の決定および業務執行の監督など当社が目指す経営計画の実現等に活かしていただきたいことから、引き続き取締役候補者として指名いたしました。

候補者  
番号

6

あ そう  
麻生

いわお  
巖

(1974年7月17日生)

再任

取締役在任年数

1 年

取締役会への出席状況

10 回 / 10 回

所有する当社の株式の数

0 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1997年 4 月 株式会社日本長期信用銀行（現・株式会社SBI新生銀行） 入行  
2000年 6 月 麻生セメント株式会社（現・株式会社麻生） 監査役  
2001年 6 月 同社（現・株式会社麻生） 取締役  
2001年 8 月 麻生セメント株式会社 取締役  
2005年12月 株式会社ドワンゴ 社外取締役  
2006年 6 月 株式会社麻生 代表取締役専務取締役  
2008年10月 同社 代表取締役副社長  
2010年 6 月 同社 代表取締役社長（現任）  
2014年 6 月 日特建設株式会社 社外取締役  
2014年10月 株式会社KADOKAWA・DWANGO（現・株式会社KADOKAWA）  
社外取締役  
2015年12月 株式会社アイレップ 社外取締役  
2016年 1 月 麻生セメント株式会社 代表取締役社長（現任）  
2016年10月 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社 社外取締役  
2017年 6 月 都築電気株式会社 社外取締役  
2018年10月 日特建設株式会社 取締役（現任）  
2021年 6 月 東都水産株式会社 社外取締役（現任）  
2022年 6 月 当社取締役（現任）

取締役候補者とした理由等

麻生巖氏は、経営者としての豊富な経験と経営全般の知見を有しております。これら知見と経験を業務全般にわたる統制と重要事項の決定および業務執行の監督など当社が目指す経営計画の実現等に活かしていただきたいことから、引き続き取締役候補者としております。

候補者  
番号

7

ないとう  
内藤たつじろう  
達次郎

(1957年11月26日生)

再任

社外

独立

## 取締役在任年数

2年

## 取締役会への出席状況

16回/16回

## 所有する当社の株式の数

0株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月 住友商事株式会社 入社  
 2002年11月 米国住友商事（ニューヨーク駐在）情報システム部長  
 兼米州総支配人付（IT担当）  
 2007年4月 住友商事株式会社 IT企画推進部長  
 2007年6月 住商情報システム株式会社 社外取締役  
 2011年4月 住友商事株式会社 理事 メディア・ライフスタイル事業部門  
 ネットワーク事業本部長  
 2011年6月 株式会社ティーガイア 社外取締役  
 2011年10月 SCSK株式会社 社外取締役  
 2016年4月 同社 取締役専務執行役員流通システム事業部門長  
 兼グローバルシステム事業本部長兼中国・アジア総代表  
 2018年6月 株式会社LIXIL 入社  
 2018年10月 同社 理事 基幹システム統括部長  
 2019年7月 RIZAPグループ株式会社 執行役員グループCIO  
 兼デジタル戦略部管掌役員  
 2021年1月 Office The-T代表（現任）  
 2021年5月 株式会社ミスターマックス・ホールディングス 社外取締役  
 2021年6月 当社 社外取締役（現任）  
 2021年10月 株式会社メイクス 社外取締役（現任）

## 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

内藤達次郎氏は、長年大手総合商社での実務経験を有されるとともに、大手IT企業において経営陣の一人としてマネジメントにあたられた経験を有しております。事業会社における豊富な経験とIT分野を中心とした幅広い知見をもとに、独立した客観的立場からの業務執行の監督機能強化と経営全般に対する助言がなされ、当社の社外取締役としての職責を果たしております。これら知見と経験を当社経営および取締役会実効性の一層の向上に活かしていただきたいことから、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者  
番号

8

ふじ た  
藤田

かず ひろ  
和弘 (1965年5月5日生)

再任

社外

独立

取締役在任年数

2 年

取締役会への出席状況

16 回/16 回

所有する当社の株式の数

0 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年10月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所  
1994年 8月 公認会計士登録  
1997年 5月 藤田公認会計士事務所 設立 (現任)  
1998年 8月 デロイトトーマツコンサルティング株式会社 戦略事業部マネジャー  
2000年10月 同社 B2B・ベンチャー事業部 シニアマネジャー  
2001年 9月 デロイトコンサルティングLLP (米国 ニューヨーク)  
シニアマネジャー  
2005年 6月 アビームコンサルティング株式会社 執行役員プリンシパル  
アビームコンサルティング (USA) Ltd.  
Corporate Secretary・東部地区リーダー  
2007年 8月 同社 製造・流通統括事業部 執行役員プリンシパル  
ストラテジックアカウントマネージメントオフィス長  
2010年 8月 日本IBM株式会社 グローバル・ビジネス・サービス事業  
戦略コンサルティング パートナー  
2010年 8月 税理士登録  
2013年10月 ケネディクス・プライベート投資法人 監督役員 (現任)  
2014年 5月 東京共同会計事務所 パートナー (現任)  
2021年 6月 当社 社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

藤田和弘氏は、公認会計士としての長年の経験とともに、ビジネスコンサルタントとして企業経営に関する経験と専門性の高い知見を有しております。独立した客観的立場からの業務執行の監督機能強化と企業会計・企業財務の専門的な助言がなされ、当社の社外取締役としての職責を果たしております。これら知見と経験を当社経営および取締役会実効性の一層の向上に活かしていただきたいことから、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者  
番号

9

おおしま  
大島よし たか  
義孝

(1970年1月20日生)

再任

社外

独立

## 取締役在任年数

2年

## 取締役会への出席状況

16回/16回

## 所有する当社の株式の数

0株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2001年10月 弁護士登録  
坂井秀行法律事務所 入所

2009年10月 株式会社企業再生支援機構（現 地域経済活性化支援機構）出向

2012年4月 ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業）  
パートナー弁護士

2015年4月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー弁護士

2017年7月 東京ベイ法律事務所 開設 代表弁護士（現任）

2017年10月 SGホールディングス株式会社 社外監査役（現任）

2021年6月 当社 社外取締役（現任）

2021年8月 野村スパークス・インベストメント株式会社 外部委員（現任）

## 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

大島義孝氏は、社外役員になること以外の方法で直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な知見と豊富な経験を有しており、他社において社外監査役を務められています。独立した客観的立場からの業務執行の監督機能強化とガバナンスの観点から経営全般に対する助言がなされ、当社の社外取締役としての職責を果たしております。これら知見と経験を当社経営および取締役会実効性の一層の向上に活かしていただきたいことから、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者  
番号

10

あつみ  
渥美ようこ  
陽子

(1984年3月12日生)

再任

社外

独立

女性

## 取締役在任年数

2年

## 取締役会への出席状況

15回/16回

## 所有する当社の株式の数

0株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2009年12月 弁護士登録

2010年1月 西村あさひ法律事務所 入所

2011年12月 J.P.モルガン証券株式会社法務部 出向

2014年6月 法律事務所ヒロナカ 入所

2017年10月 あつみ法律事務所 開設 代表弁護士

2019年6月 株式会社廣濟堂 社外取締役

2019年9月 株式会社キッズライン 社外監査役（現任）

2020年12月 渥美坂井法律事務所弁護士法人麴町オフィス 代表弁護士

2021年6月 当社 社外取締役（現任）

2023年1月 あつみ法律事務所 開設 代表弁護士（現任）

## 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

渥美陽子氏は、社外役員になること以外の方法で直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な知見と経験を有しており、他社において社外監査役を務められています。独立した客観的立場からの監督機能と経営全般に対する法務的知見からの助言がなされ、当社の社外取締役としての職責を果たしております。これら知見と経験を当社経営および取締役会実効性の一層の向上に活かしていただきたいことから、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者  
番号

11

かみや  
神谷そうのすけ  
宗之介

(1974年6月25日生)

再任

社外

独立

## 取締役在任年数

1年

## 取締役会への出席状況

10回/10回

## 所有する当社の株式の数

0株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1999年4月 弁護士登録  
大原法律事務所 入所  
2005年1月 ニューヨーク州 弁護士登録  
2007年1月 神谷法律事務所 開業（現任）  
2009年8月 株式会社パンフィックネット 社外取締役（現任）  
2015年6月 昭和化学工業株式会社 社外取締役  
2016年6月 昭和化学工業株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）  
2022年6月 当社 社外取締役（現任）

## 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

神谷宗之介氏は、社外役員になること以外の方法で直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な知見と経験を有しており、他社において社外取締役を務められております。独立した客観的立場からの監督機能と経営全般に対する法務的知見からの助言がなされ、当社の社外取締役としての職責を果たしております。これら知見と経験を当社経営および取締役会実効性の一層の向上に活かしていただきたいことから、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者  
番号

12

かとう  
加藤ともはる  
智治

(1974年9月8日生)

再任

社外

独立

## 取締役在任年数

1年

## 取締役会への出席状況

10回/10回

## 所有する当社の株式の数

0株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1999年4月 ドイツ証券（現 ドイツ銀行）入社  
2000年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー 入社  
2004年4月 フィールズ株式会社入社 社長室長  
2007年12月 ユニゾン・キャピタル株式会社 入社  
株式会社あきんどスシロー 社外取締役  
2008年12月 株式会社あきんどスシロー 専務取締役  
2012年10月 同社 取締役COO  
2015年6月 ゼビオ株式会社 入社  
2015年10月 同社 代表取締役社長  
ゼビオホールディングス株式会社 副社長執行役員  
2017年6月 株式会社カカコム 社外取締役（現任）  
2021年4月 まん福ホールディングス株式会社 設立 代表取締役社長（現任）  
2022年6月 当社 社外取締役（現任）

## 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

加藤智治氏は、経営者としての豊富な経験と経営全般の知見を有しており、他社において社外取締役を務められております。これら知見と経験をもとに独立した客観的立場からの業務全般にわたる統制と重要事項の決定および業務執行の監督など、当社の社外取締役としての職責を果たしております。これら知見と経験を当社経営および取締役会実効性の一層の向上に活かしていただきたいことから、引き続き社外取締役候補者としております。

- (注)
1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  2. 担当等は事業報告の「取締役および監査役の様況」欄に記載のとおりです。
  3. 麻生巖氏は、当社の親会社である株式会社麻生の代表取締役社長であります。
  4. 内藤 達次郎氏、藤田 和弘氏、大島 義孝氏、渥美 陽子氏、神谷 宗之介氏および加藤 智治氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は内藤 達次郎氏、藤田 和弘氏、大島 義孝氏、渥美 陽子氏、神谷 宗之介氏および加藤 智治氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
  5. 当社は、麻生 巖氏、内藤 達次郎氏、藤田 和弘氏、大島 義孝氏、渥美 陽子氏、神谷 宗之介氏および加藤 智治氏の取締役選任が承認可決された場合は、各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。
  6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の遂行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることがある損害について、当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、2023年7月に更新の予定であります。

### 社外役員の独立性判断基準

当社では以下の要件に該当する場合は、社外役員の独立性を充たさないと判断しております。

1. 当社又は当社の子会社若しくは関連会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者（業務執行取締役又は執行役員その他の使用人をいう。以下同じ。）又は業務執行者であった者
2. 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有する者若しくはその業務執行者又は過去3年間のいずれかにおいて、当該者若しくは当該者の業務執行者であった者
3. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有する者の業務執行者又は過去3年間のいずれかにおいて、当該者の業務執行者であった者
4. 当社グループから取締役又は監査役を受け入れている会社又はその親会社、子会社若しくは関連会社の業務執行者、監査役又は会計参与
5. 過去3事業年度のいずれかにおいて、当社グループを主要な取引先とする者（過去3事業年度のいずれかの事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社グループから受けた者）又はその業務執行者
6. 過去3事業年度のいずれかにおいて、当社グループの主要な取引先である者（過去3事業年度のいずれかの事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額を当社グループへ支払った者又は当該いずれかの事業年度における当社の連結総資産の2%以上の金銭の融資を当社グループへ行った者）又はその業務執行者
7. 過去3年間のいずれかにおいて、当社グループから役員報酬以外に年間1千万円を超える金銭その他の財産上の利益を受けている公認会計士、弁護士、税理士又はコンサルタント等の専門家（報酬を得ている者が法人等の場合には、これに所属する者）
8. 過去3年間のいずれかにおいて、当社グループから年間1千万円を超える寄付又は助成を受けている者又はその組織の理事、業務執行者若しくはこれらに相当する者
9. 上記1から8までに該当する者の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族

以上

## 第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容改定並びに制度継続の件

### 1. 提案の理由及び改定を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「株式報酬」で構成されており、このうち「株式報酬」につきましては、2019年6月27日開催の第70回定時株主総会において、信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）として株主の皆様のご承認をいただき（かかるご承認の決議を以下「前回総会決議」といいます。）導入したものです。今般、取締役の報酬体系の見直しを行い、本制度を業績連動型株式報酬制度に変更のうえで継続することについてご承認をお願いいたします。

なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として導入したものです。今般、かかる目的に加え、取締役により一層の業績目標の達成と企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として、本制度に新たに業績連動の要素を追加することといたします。

本制度による報酬は、2022年6月29日開催の第73回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（年額280百万円（うち社外取締役については年額50百万円以内））とは別枠とします。また、本議案による変更後の本制度による報酬は、2024年3月末日で終了する事業年度から2026年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対して、支給するものといたします（ただし、下記2.（2）のとおり、対象期間を延長することがあります。）。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告4. 会社役員に関する事項（4）当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりであり、本議案の承認可決を条件として、その内容を、本議案に記載のとおり変更することを2023年5月19日開催の取締役会において決議しております。しかるころ、本議案の内容は、変更後の当該方針に沿って報酬等を支給するために必要かつ合理的なものであるため、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、第3号議案「取締役12名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は5名となります。

※本議案が原案どおり承認可決された場合、当社と委任契約を締結している執行役員の報酬として導入している株式報酬制度についても同様に変更のうえ継続する予定です。

## 2. 本制度における報酬等の額・内容等

変更後の本制度に係る報酬等の額及び内容等は以下のとおりです。

### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（2019年の本制度導入時に設定済みです。以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

|                                                            |                                              |
|------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| ① 本制度の対象者                                                  | 当社取締役（社外取締役を除く。）                             |
| ② 対象期間                                                     | 2024年3月末日に終了する事業年度から<br>2026年3月末日に終了する事業年度まで |
| ③ ②の対象期間3事業年度において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限 | 合計金150百万円                                    |
| ④ 当社株式の取得方法                                                | 自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法       |
| ⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限                                     | 1事業年度あたり20,000ポイント                           |
| ⑥ ポイント付与基準                                                 | 役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与                     |
| ⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期                                       | 原則として退任時                                     |

(2) 当社が拠出する金銭の上限

当社は、前回総会決議に基づき、信託期間を約3年間として本信託を設定するとともに、2020年3月末日に終了する事業年度から2022年3月末日に終了する事業年度までの3事業年度の期間中に在任する取締役に対する報酬として本制度に基づき取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金を信託しております。さらに、上記3事業年度終了後も、本制度の継続を取締役会で決議するとともに、本信託の信託期間を2023年8月末日まで延長しております（なお、この際には当社株式の取得資金の追加信託はしておりません。）が、今回、本信託の信託期間をさらに2026年8月末日までの3年間延長するとともに、本議案による変更後の本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、対象期間中に、合計金150百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として追加信託することといたします。本信託は、当社が信託した金銭を原資（上記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託内に残存している金銭を含みます。）として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に追加信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、前記のとおり、当社と委任契約を締結している執行役員に対して導入済みの株式報酬制度に基づき執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金も合わせて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を3事業年度以内の期間を都度定め延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間をさらに延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金50百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加信託し、下記（3）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します（その後も同様とします。）。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり20,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が自己都合により退任する場合等には、それまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は原則としてその退任時に所定の手續を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式（なお、変更前の本制度に基づき付与されたポイント見合いの当社株式を含みます。）の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上

# 事業報告 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による制限が緩和される中、ウィズコロナに向けた各種政策実行の下、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、緩やかながら持ち直しが続きました。一方で、世界経済においては、原材料価格およびエネルギー価格の高騰、欧米各国の金融引締めなどの影響による景気後退が懸念されるなど、先行き不透明な状況が続きました。

このような状況の中、当社グループの主要事業であります建設事業におきましては、公共投資は底堅く推移し、民間投資は企業設備投資などの増加により堅調に推移したものの、資材価格や労務費などの建設コストの高止まりにより、厳しい事業環境となりました。

このような情勢下におきまして、当社の企業グループを挙げて営業活動を行いました結果、連結受注高におきましては、1,538億2千8百万円（前期比3.7%増）となりました。うち、当社受注工事高におきましては、土木工事で585億7千8百万円（前期比0.1%減）、建築工事で632億7千6百万円（前期比16.3%増）、合計1,218億5千5百万円（前期比7.8%増）となりました。なお、官民別比率は、官公庁工事54.2%、民間工事45.8%でございます。

主な受注工事は、次のとおりであります。

| 発注者               | 工事件名                                                           | 施工場所       |
|-------------------|----------------------------------------------------------------|------------|
| 東京都財務局<br>津市      | 等々力大橋（仮称）下部工事（その4）<br>令和4年度建整橋維補継第1号津興橋<br>大規模更新事業橋梁（下部工）築造等工事 | 東京都<br>三重県 |
| 大阪市               | 豊崎～茶屋町幹線下水管渠築造工事（その1）                                          | 大阪府        |
| 野田特定目的会社          | （仮称）野田物流施設計画新築工事                                               | 千葉県        |
| 三菱ケミカルエンジニアリング(株) | イオンフードサプライ株式会社新東京総菜センター建設工事                                    | 千葉県        |
| 兵庫県               | 兵庫県立総合衛生学院建築工事                                                 | 兵庫県        |

また、連結売上高におきましては、1,560億5千万円（前期比0.3%減）となりました。うち、当社完成工事高におきましては、土木工事で571億6千6百万円（前期比13.5%減）、建築工事で585億4千2百万円（前期比11.8%増）、合計1,157億8百万円（前期比2.3%減）となりました。なお、官民別比率は、官公庁工事47.5%、民間工事52.5%でございます。

主な完成工事は、次のとおりであります。

| 発注者                       | 工事件名                       | 施工場所          |
|---------------------------|----------------------------|---------------|
| 国土交通省 東北地方整備局             | 国道7号 今泉第一トンネル工事            | 秋田県           |
| 東京都下水道局                   | 千川増強幹線工事                   | 東京都           |
| 兵庫県企業庁猪名川<br>広域水道事務所      | 三田西宮連絡管送水管布設工事 (山口工区)      | 兵庫県           |
| 八王子市                      | (仮称) 新館清掃施設整備及び運営事業建設工事    | 東京都           |
| 住友不動産(株)                  | (仮称) 三鷹中町計画新築工事            | 東京都           |
| マスターズコンフォート(株)            | (仮称) マスターズマンション西宮市奥畑PJ新築工事 | 兵庫県           |
| マダガスカル共和国<br>大統領府付農業畜産担当省 | アロチャ湖南西部地域灌漑施設改修計画         | マダガスカル<br>共和国 |

利益面におきましては、連結では経常利益50億5千4百万円（前期比45.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益29億1千4百万円（前期比51.3%減）という結果になりました。うち、当社の経常利益で24億7千3百万円（前期比80.2%減）、当期純利益で14億1千5百万円（前期比86.3%減）という結果になりました。

① 企業集団の受注工事高・完成工事高および次期繰越工事高

(単位：百万円)

| 区分  | 前期繰越工事高 | 当期受注工事高 | 当期完成工事高 | 次期繰越工事高 |
|-----|---------|---------|---------|---------|
| 土木  | 174,087 | 71,438  | 76,500  | 169,026 |
| 建築  | 98,332  | 81,917  | 75,845  | 104,404 |
| その他 | 51      | 472     | 387     | 136     |
| 合計  | 272,471 | 153,828 | 152,733 | 273,566 |

(注) なお、当期のその他の事業におけるその他の売上高は33億1千6百万円であります。

② 当社の受注工事高・完成工事高および次期繰越工事高

(単位：百万円)

| 区分 | 前期繰越工事高 | 当期受注工事高 | 当期完成工事高 | 次期繰越工事高 |
|----|---------|---------|---------|---------|
| 土木 | 144,208 | 58,578  | 57,166  | 145,621 |
| 建築 | 81,253  | 63,276  | 58,542  | 85,987  |
| 合計 | 225,461 | 121,855 | 115,708 | 231,608 |

(2) 設備投資等の状況

当期中に実施しました設備投資は、建物・工事用機械の購入等、総額18億1千6百万円であります。

(3) 資金調達の状況

2022年7月13日に自己株式の公開買付けのために、ブリッジローン（短期借入金）により約418億6千万円の資金調達をいたしました。また、2022年7月19日に第三者割当による新株式を発行したことにより約403億7千5百万円の資金調達をいたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

我が国経済におきましては、コロナ禍の社会経済活動の制約がほぼ解消されたことにより、民間設備投資への前向きな動き、人手不足を背景とした賃上げの動きと雇用情勢の改善、個人消費やインバウンド需要の回復が期待されることなどから、内需の緩やかな回復が続くことが見込まれます。

建設業界におきましては、建築物ストックの増加を背景に維持修繕工事は増加傾向にあり、防災・減災、国土強靱化事業の加速により政府建設投資は堅調に推移し、民間投資においては、資材価格やエネルギー価格の高騰、経済・金融市場の動向を注視する必要があるものの、民間設備投資意欲の回復を背景に、建設投資全体は前年度と同水準となる見込みです。

また、業界全体での「人材不足」と「長時間労働」が続くなか、2024年4月からの時間外労働の上限規制適用に対応するため、働き方改革の着実な実行を推進しなければなりません。

このような状況の下、「中期経営計画2020-22年度」では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化による企業活動の制約、ロシアのウクライナ侵攻によるサプライチェーンの混乱や円安に起因する資機材価格の高騰による収益の悪化など計画に対し十分な成果を残すことができませんでした。

今後も先行きが不透明な外部環境が続くと予想されるなか、これまでの反省を踏まえ、「価値」を生み出す事業戦略と「人」に特化した人材戦略を融合させた新中期経営計画のもと持続可能性を追求してまいります。

また、当社グループは2022年7月に土木建築、医療、教育、レジャーなど幅広い事業領域で全国的なネットワークを持つ「麻生グループ」の一員となり、グループ内でのシナジー効果を創出し、企業価値向上に努めてまいります。

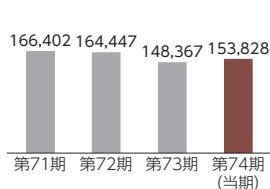
株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産および損益の状況の推移  
企業集団の財産および損益の状況の推移

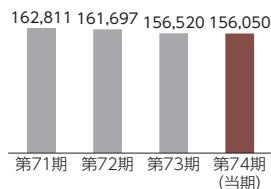
| 区 分                           | 第 71 期<br>(2020年3月期) | 第 72 期<br>(2021年3月期) | 第 73 期<br>(2022年3月期) | 第 74 期<br>(2023年3月期) |
|-------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 受 注 高 (百万円)                   | 166,402              | 164,447              | 148,367              | 153,828              |
| 売 上 高 (百万円)                   | 162,811              | 161,697              | 156,520              | 156,050              |
| 経 常 利 益 (百万円)                 | 8,578                | 9,420                | 9,316                | 5,054                |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 (百万円) | 6,647                | 6,262                | 5,987                | 2,914                |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)       | 395.64               | 362.23               | 346.28               | 165.52               |
| 純 資 産 (百万円)                   | 64,988               | 74,130               | 74,493               | 73,179               |
| 総 資 産 (百万円)                   | 152,187              | 170,899              | 169,621              | 170,359              |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数によって算出しております。  
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第73期の期首から適用しており、第73期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

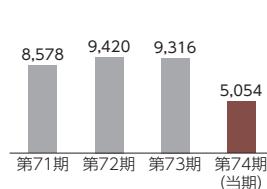
受注高 (百万円)



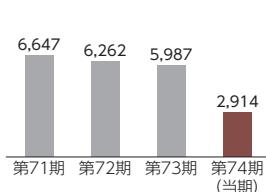
売上高 (百万円)



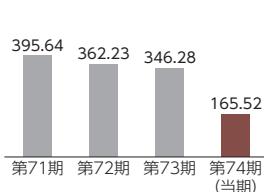
経常利益 (百万円)



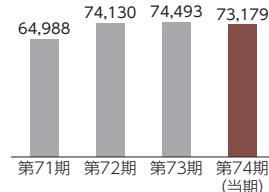
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



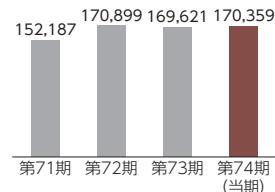
1株当たり当期純利益 (円)



純資産 (百万円)



総資産 (百万円)



(10) 親会社および重要な子会社の状況

① 親会社の状況

| 会社名    | 資本金          | 当社への議決権比率  | 主要な事業内容                                  |
|--------|--------------|------------|------------------------------------------|
| (株) 麻生 | 百万円<br>3,580 | %<br>50.32 | 医療関連事業、<br>建設コンサルティング事業、<br>環境関連事業、不動産事業 |

(注) 親会社と当社との間には、当社の重要な財務および事業の方針に関する契約等はありません。当社は当社独自の経営判断で事業活動や経営上の決定を行っており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考えております。

② 重要な子会社の状況

| 会社名     | 資本金          | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---------|--------------|----------|---------|
| (株) 森本組 | 百万円<br>2,000 | %<br>100 | 土木・建築工事 |

重要な子会社の売上高は363億9千9百万円、当期純利益は、13億4千万円であります。

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は8社であり、当連結会計年度の業績につきましては、売上高1,560億5千万円、経常利益50億5千4百万円、親会社株主に帰属する当期純利益29億1千4百万円であります。

(11) 主要な事業内容

当社グループ（当社および子会社）は、当社（大豊建設株式会社）および子会社11社（内4社は間接所有によるものです。）で構成され、建設業を主たる業務としています。

当社グループの事業に係わる位置付けは次のとおりです。

（土 木 事 業） 当社は、建設事業のうち土木事業を営んでおり、子会社である(株)森本組が土木事業の施工および施工協力を行っています。

（建 築 事 業） 当社は、建設事業のうち建築事業を営んでおり、子会社である(株)森本組が建築事業の施工および施工協力を、タイ大豊(株)（タイ王国）が建築事業を行っています。

（その他の事業） 子会社である大豊不動産(株)が不動産事業を、大豊塗装工業(株)が塗装工事業を、進和機工(株)が建設資材リース業等を営んでいます。

(12) 主要な営業所

① 当社

本 店：東京都中央区新川一丁目24番4号  
支 店：北海道支店（北海道） 東北支店（宮城県）  
北陸支店（新潟県） 東京土木支店（東京都）  
東京建築支店（東京都） 東関東支店（千葉県）  
名古屋支店（愛知県） 大阪支店（大阪府）  
広島支店（広島県） 九州支店（福岡県）  
海外支店（東京都）

技術研究所：（茨城県）

② 子会社

(株)森本組：本 店（大阪府）

(13) 従業員の状況

当社グループの従業員の状況

| セグメントの名称 | 従業員(人) |
|----------|--------|
| 土木事業     | 633    |
| 建築事業     | 527    |
| その他の事業   | 204    |
| 全社(共通)   | 326    |
| 合計       | 1,690  |

(注) 従業員数は就業人員であります。

(14) 主要な借入先の状況

| 借入先         | 借入金残高(百万円) |
|-------------|------------|
| (株)三井住友銀行   | 2,700      |
| (株)三菱UFJ銀行  | 1,500      |
| (株)みずほ銀行    | 700        |
| 三井住友信託銀行(株) | 550        |
| (株)三十三銀行    | 550        |

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2022年7月19日付けにて株式会社麻生あて第三者割当による新株式を発行し、同社が当社普通株式8,500,000株を取得し、当社の筆頭株主となりました。これにより、同社は当社の親会社となりました。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式の総数 普通株式 32,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 普通株式 18,083,163株  
 (自己株式375,385株を含む。)
- (3) 株主数 5,610名  
 (4) 大株主（上位10名）

| 株主名                                           | 持株数(千株) | 持株比率(%) |
|-----------------------------------------------|---------|---------|
| (株) 麻生                                        | 8,872   | 50.10   |
| 日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)                       | 1,318   | 7.45    |
| (株) シティインデックスイレブンス                            | 1,260   | 7.12    |
| 住友不動産(株)                                      | 850     | 4.80    |
| 第一生命保険(株)                                     | 411     | 2.32    |
| (株) 日本カストディ銀行 (信託口)                           | 386     | 2.18    |
| あいおいニッセイ同和損害保険(株)                             | 310     | 1.75    |
| 大豊建設自社株投資会                                    | 191     | 1.08    |
| DFA INTL SMALL CAPVALUE PORTFOLIO             | 172     | 0.98    |
| STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 | 129     | 0.73    |

(注) 持株比率は、自己株式375,385株を控除して計算しております。なお、自己株式数には「役員向け株式交付信託」制度導入のために設定した株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当社株式78,500株を含んでおりません。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年3月24日に開催された取締役会決議に基づき、同年5月26日から同年6月22日にかけておこなわれた、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付けにより当社普通株式8,850,024株を同年7月14日に取得しました。

また、当社は2022年5月24日開催の臨時株主総会の承認を得、2022年7月19日に第三者割当による新株式発行により株式会社麻生に対して当社普通株式8,500,000株を割当てております。

2022年8月10日に開催された当社取締役会決議に基づき、同年8月31日に当社普通株式8,850,000株の自己株式を消却いたしました。

### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

|                     | 2014年度株式報酬型<br>新株予約権       | 2015年度株式報酬型<br>新株予約権       | 2016年度株式報酬型<br>新株予約権       |
|---------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 発行決議日               | 2015年2月13日                 | 2016年2月15日                 | 2017年2月10日                 |
| 区分                  | 取締役(注1)                    | 取締役(注1)                    | 取締役(注1)                    |
| 保有者数                | 1名                         | 1名                         | 1名                         |
| 目的となる株式の数           | 400株                       | 3,000株                     | 2,800株                     |
| 目的となる株式の種類          | 普通株式                       | 普通株式                       | 普通株式                       |
| 権利行使時1株当たりの<br>行使価格 | 1円                         | 1円                         | 1円                         |
| 権利行使期間              | 2015年3月3日から<br>2035年3月2日まで | 2016年3月2日から<br>2036年3月1日まで | 2017年3月2日から<br>2037年3月1日まで |
| 新株予約権の行使の条件         | (注2)                       | (注2)                       | (注2)                       |

(注) 1. 社外取締役には交付されておりません。

2. 新株予約権の行使条件

- ア. 新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日から1年経過した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から9年間に限り、新株予約権を行使することができる。
- イ. 新株予約権者が、当社の取締役又は執行役員のいずれかに在職している期間中に禁固以上の刑に処せられた場合は、新株予約権を行使できない。
- ウ. 新株予約権者又はその法定相続人が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合は、新株予約権を行使できない。
- エ. 当社取締役会の承諾なく新株予約権を譲渡担保又は質入れその他担保設定することはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況  
当事業年度中の実績はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項（2023年3月31日現在）

##### (1) 取締役および監査役の状況

| 会社における地位    | 氏 名     | 担当・重要な兼職の状況                                                             |
|-------------|---------|-------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役執行役員社長 | 森 下 覚 恵 |                                                                         |
| 取締役専務執行役員   | 中 村 百 樹 | 建築本部長兼安全環境担当                                                            |
| 取締役常務執行役員   | 釘 本 実   | 管理本部長兼コンプライアンス担当兼関係会社担当兼総務事項担当                                          |
| 取締役常務執行役員   | 瀬 知 昭 彦 | 企画本部長                                                                   |
| 取締役常務執行役員   | 益 田 浩 史 | 土木本部長兼海外部門担当兼技術研究所担当                                                    |
| 取 締 役       | 麻 生 巖   | 株式会社麻生 代表取締役社長<br>麻生セメント株式会社 代表取締役社長<br>東都水産株式会社 社外取締役<br>日特建設株式会社 取締役  |
| 取 締 役       | 内 藤 達次郎 | Office The-T 代表<br>株式会社メイクス 社外取締役                                       |
| 取 締 役       | 藤 田 和 弘 | 藤田公認会計士事務所<br>東京共同会計事務所 パートナー<br>ケネディクス・プライベート投資法人 監督役員                 |
| 取 締 役       | 大 島 義 孝 | 東京ベイ法律事務所 代表弁護士<br>SGホールディングス株式会社 社外監査役<br>野村スパークス・インベストメント株式会社<br>外部委員 |
| 取 締 役       | 渥 美 陽 子 | あつみ法律事務所 代表弁護士<br>株式会社キッズライン 社外監査役                                      |
| 取 締 役       | 神 谷 宗之介 | 神谷法律事務所 代表<br>株式会社パシフィックネット 社外取締役<br>昭和化学工業株式会社 社外取締役（監査等委員）            |
| 取 締 役       | 加 藤 智 治 | まん福ホールディングス株式会社 代表取締役<br>社長<br>株式会社カカクコム 社外取締役                          |
| 常 勤 監 査 役   | 秋 葉 賢 三 |                                                                         |
| 監 査 役       | 大 角 良 昭 | 大角良昭税理士事務所<br>株式会社ビー・エス・デーインフォメーションテ<br>クノロジー 社外監査役                     |

| 会社における地位 | 氏 名     | 担当・重要な兼職の状況                                                                    |
|----------|---------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 監 査 役    | 武 内 正 一 | 武内公認会計士税理士事務所<br>前澤工業株式会社 社外監査役                                                |
| 監 査 役    | 市 場 典 子 | 税理士法人アプライズ 代表社員<br>株式会社COMPASS<br>いちごオフィスリート投資法人 監督役員<br>日清紡ホールディングス株式会社 社外監査役 |

- (注) 1. 2022年6月29日開催の第73回定時株主総会において、大隅 健一氏は任期満了により取締役を退任され、森下 覚恵氏、中村 百樹氏、釘本 実氏、内藤 達次郎氏、藤田 和弘氏、大島 義孝氏および渥美 陽子氏の各氏は取締役役に再任されました。また、新たに瀬知 昭彦氏、益田 浩史氏、麻生 巖氏、神谷 宗之介氏および加藤 智治氏の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
2. 内藤 達次郎氏、藤田 和弘氏、大島 義孝氏、渥美 陽子氏、神谷 宗之介氏および加藤 智治氏の各氏は社外取締役であります。
3. 大角 良昭氏、武内 正一氏および市場 典子氏の各氏は社外監査役であります。
4. 内藤 達次郎氏、藤田 和弘氏、大島 義孝氏、渥美 陽子氏、神谷 宗之介氏、加藤 智治氏、大角 良昭氏、武内 正一氏および市場 典子氏の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 秋葉 賢三氏は、当社の経理部門で実務経験を有し、財務・会計に関する適切な知見を有しております。
6. 当期中の取締役の異動は次のとおりです。

|           |                              |                  |               |
|-----------|------------------------------|------------------|---------------|
|           | (新)                          | (旧)              |               |
| 取締役 益田 浩史 | 土木本部長兼<br>海外部門担当兼<br>技術研究所担当 | 土木本部長兼<br>海外部門担当 | (2022年6月29日付) |

7. 2023年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

○印は取締役兼務者であります。

| 役 職     | 氏 名     | 担 当 業 務                        |
|---------|---------|--------------------------------|
| ○執行役員社長 | 森 下 覚 恵 |                                |
| ○専務執行役員 | 中 村 百 樹 | 建築本部長兼安全環境担当                   |
| ○常務執行役員 | 釘 本 実   | 管理本部長兼コンプライアンス担当兼関係会社担当兼総務事項担当 |
| ○常務執行役員 | 瀬 知 昭 彦 | 企画本部長                          |
| ○常務執行役員 | 益 田 浩 史 | 土木本部長兼海外部門担当兼技術研究所担当           |

| 役 職    | 氏 名     | 担 当 業 務          |
|--------|---------|------------------|
| 専務執行役員 | 永 田 修 一 | 東京建築支店長          |
| 専務執行役員 | 松 井 秀 一 | 東京土木支店長          |
| 常務執行役員 | 田 丸 裕   | 土木本部副本部長         |
| 常務執行役員 | 尾 形 則 光 | 名古屋支店長           |
| 常務執行役員 | 浅 田 潤 一 | 大阪支店長            |
| 常務執行役員 | 田 中 浩 一 | 九州支店長            |
| 常務執行役員 | 竹 内 清   | 土木本部海外台湾担当       |
| 常務執行役員 | 高 畑 真 二 | 建築本部副本部長         |
| 執行役員   | 池 田 聡   | コンプライアンス推進委員会委員長 |
| 執行役員   | 木 内 孝   | 東京建築支店副支店長       |
| 執行役員   | 釣 部 敏 雄 | 海外支店長兼海外現地法人担当   |
| 執行役員   | 小 野 剛 史 | 管理本部総務部長         |
| 執行役員   | 松 岡 昭 二 | 大阪支店副支店長         |
| 執行役員   | 浅 沼 和 幸 | 東北支店長            |
| 執行役員   | 福 田 浩 二 | 企画本部副本部長         |
| 執行役員   | 石 合 仁 之 | 名古屋支店副支店長        |
| 執行役員   | 岩 崎 延 宏 | 東京土木支店副支店長       |

(注) 1. 石合 仁之氏および岩崎 延宏氏の両氏は、2022年4月1日より執行役員に就任いたしました。

2. 大隅 健一氏は、2022年6月29日付で執行役員を退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任限度額は金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の遂行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることがある損害について、当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、当社監査役および当社執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## (4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### 1) 基本方針

当社の取締役の報酬は企業価値の持続的向上を図るインセンティブとして十分に機能するように株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には業務執行取締役の報酬は、金銭報酬としての基本報酬および非金銭報酬としての株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、月例の基本報酬のみを支払うこととしております。

#### 2) 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は月例で支給するものとし、役位に応じた固定報酬と当社業績および取締役個人別の職責に応じた部門業績等を考慮した業績報酬によって構成しております。

なお、役位に応じた固定報酬部分については、在任年数、他社水準、従業員給与水準等を勘案した上で、総合的に決定し支給しております。

#### 3) 業績報酬並びに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

基本報酬に含まれる業績報酬部分は、部門別の業績評価を基にした取締役個人別の定性的評価により決定し、12等分した金額を月例で支給するものとしております。

非金銭報酬等は、取締役の中長期的な業績の向上および企業価値の増大に貢献する意識を高めるために、株式交付信託を用いた株式報酬制度を導入し、各事業年度末に役位に応じた基礎金額を基に算出したポイントを付与し、退任時にポイントの累計数によって当社株式を交付しております。

4) 金銭報酬および非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の役位毎の報酬の割合については、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。報酬の種類毎の比率は、基本報酬（70～90%）、株式報酬（10～30%）の範囲としております。

なお、上記の決定方針は指名報酬委員会で審議し、その答申内容をもって、取締役会で決議しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2022年6月29日開催の第73回定時株主総会において年額280百万円以内（うち社外取締役年額50百万円以内）と決議しております。（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）当該定時株主総会終結時点の取締役の人数は12名（うち、社外取締役は6名）です。また、当該金銭報酬と別枠で、2019年6月27日開催の第70回定時株主総会において、当社株式の取得金額として、1事業年度に50百万円を上限とする拠出金により信託を設定すること等を決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は5名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、1983年6月28日開催の第34回定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の基本報酬の固定報酬部分および株式報酬については、役位毎に定められており、基本報酬の業績報酬部分については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長森下寛恵がその具体的内容について決定する権限の委任を受けております。この権限を委任した理由は、代表取締役社長が取締役個々の業務の達成状況等を把握できる立場にあり、上記業績報酬部分の額を決定するにあたり適任と判断しております。取締役会は、当該権限が代表取締役社長により適切に行使されるように、過半数を社外取締役が占める指名報酬委員会（代表取締役1名、社外取締役6名）に報酬案を諮問し、代表取締役社長は、その答申に沿って決定しなければならないこととするなどの措置を講じており、当該手続を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |              |           | 対象となる<br>役員の<br>人数 (人) |
|------------------|-----------------|------------------|--------------|-----------|------------------------|
|                  |                 | 基本報酬             | 業績連動等<br>報酬等 | 非金銭報酬等    |                        |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 160<br>(27)     | 131<br>(27)      | —<br>(—)     | 28<br>(—) | 12<br>(6)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 29<br>(15)      | 29<br>(15)       | —<br>(—)     | —<br>(—)  | 4<br>(3)               |

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との業務状況および当社と当該他の法人等との関係

内藤達次郎氏の兼職先であるOffice The-Tと当社とは重要な取引その他の関係にありません。

藤田和弘氏の兼職先である藤田公認会計士事務所および東京共同会計事務所と当社とは重要な取引その他の関係にありません。

大島義孝氏の兼職先である東京ベイ法律事務所と当社とは重要な取引その他の関係にありません。

渥美陽子氏の兼職先であるあつみ法律事務所と当社とは重要な取引その他の関係にありません。

神谷宗之介氏の兼職先である神谷法律事務所と当社とは重要な取引その他の関係にありません。

加藤智治氏の兼職先であるまん福ホールディングス株式会社と当社とは重要な取引その他の関係にありません。

大角良昭氏の兼職先である大角良昭税理士事務所と当社とは重要な取引その他の関係にありません。

武内正一氏の兼職先である武内公認会計士税理士事務所と当社とは重要な取引その他の関係にありません。

市場典子氏の兼職先である税理士法人アプライズおよび株式会社COMPASSと当社とは重要な取引その他の関係にありません。

② 他の法人等の社外役員の兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

内藤達次郎氏の兼職先である株式会社メイクスと当社とは重要な取引その他の関係にありません。

藤田和弘氏の兼職先であるケネディクス・プライベート投資法人と当社とは重要な取引その他の関係にありません。

大島義孝氏の兼職先であるSGホールディングス株式会社および野村スパークス・インベストメント株式会社と当社とは重要な取引その他の関係にありません。

渥美陽子氏の兼職先である株式会社キッズラインと当社とは重要な取引その他の関係にありません。

神谷宗之介氏の兼職先である株式会社パシフィックネットおよび昭和化学工業株式会社と当社とは重要な取引その他の関係にありません。

加藤智治氏の兼職先である株式会社カカクコムと当社とは重要な取引その他の関係にありません。

大角良昭氏の兼職先である株式会社ビー・エス・デーインフォメーションテクノロジーと当社とは重要な取引その他の関係にありません。

武内正一氏の兼職先である前澤工業株式会社と当社とは重要な取引その他の関係にありません。

市場典子氏の兼職先であるいちごオフィスリート投資法人および日清紡ホールディングス株式会社と当社とは重要な取引その他の関係にありません。

- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。

- ④ 当事業年度における主な活動状況  
1) 取締役会等への出席状況および発言状況  
社外取締役

| 氏名     | 取締役会出席状況 | 指名報酬委員会出席状況 | 活動状況と役割                                                                                                           |
|--------|----------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 内藤 達次郎 | 16回/16回  | 5回/5回       | 事業会社における豊富な経験とIT分野を中心とした幅広い知見から、議案審議等に適宜必要な発言を行っております。また、指名報酬委員会委員を務め、取締役の指名報酬について審議し、取締役会へ答申するにあたり重要な役割を果たしています。 |
| 藤田 和弘  | 16回/16回  | 5回/5回       | 公認会計士およびビジネスコンサルタントとしての専門的見地から、議案審議等に適宜必要な発言を行っております。また、指名報酬委員会委員を務め、取締役の指名報酬について審議し、取締役会へ答申するにあたり重要な役割を果たしています。  |

| 氏名     | 取締役会出席状況 | 指名報酬委員会出席状況 | 活動状況と役割                                                                                                 |
|--------|----------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大島 義孝  | 16回/16回  | 5回/5回       | 弁護士としての専門的見地から議案審議等に適宜必要な発言を行っております。また、指名報酬委員会委員を務め、取締役の指名報酬について審議し、取締役会へ答申するにあたり重要な役割を果たしています。         |
| 渥美 陽子  | 15回/16回  | 4回/5回       | 弁護士としての専門的見地から議案審議等に適宜必要な発言を行っております。また、指名報酬委員会委員を務め、取締役の指名報酬について審議し、取締役会へ答申するにあたり重要な役割を果たしています。         |
| 神谷 宗之介 | 10回/10回  | 2回/2回       | 弁護士としての専門的見地から議案審議等に適宜必要な発言を行っております。また、指名報酬委員会委員を務め、取締役の指名報酬について審議し、取締役会へ答申するにあたり重要な役割を果たしています。         |
| 加藤 智治  | 10回/10回  | 2回/2回       | 事業会社における豊富な経験と幅広い知見から、議案審議等に適宜必要な発言を行っております。また、指名報酬委員会委員を務め、取締役の指名報酬について審議し、取締役会へ答申するにあたり重要な役割を果たしています。 |

(注) 神谷 宗之介および加藤 智治の2名は、2022年6月29日開催の第73回定時株主総会決議を経て新たに取締役に就任したため、上記の取締役会出席状況は、当期開催の取締役会16回のうち当該就任以降に開催された10回を対象としております。また、上記の指名報酬委員会出席状況は、当期開催の指名報酬委員会5回のうち当該就任以降に開催された2回を対象としております。

社外監査役

| 氏名   | 取締役会<br>出席状況 | 監査役会<br>出席状況 | 活動状況                                               |
|------|--------------|--------------|----------------------------------------------------|
| 大角良昭 | 16回/16回      | 16回/16回      | 議案審議において、税務会計に関する豊富な経験と知見をもとに適宜必要な発言を行っております。      |
| 武内正一 | 15回/16回      | 15回/16回      | 議案審議において、公認会計士、税理士としての幅広い経験と知見をもとに適宜必要な発言を行っております。 |
| 市場典子 | 16回/16回      | 16回/16回      | 議案審議において、公認会計士としての幅広い経験と知見をもとに適宜必要な発言を行っております。     |

- ⑤ 当社の親会社等または当社親会社等の子会社等において受け取った役員としての報酬等の総額  
該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当事業年度に係る報酬等の額

61百万円

#### ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

80百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので①および②の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の子会社であるタイ大豊株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「リファード業務」についての対価を支払っております。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となっております。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 現に受けている業務停止処分に係る事項  
該当事項はありません。

(7) 過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項  
該当事項はありません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切捨て、比率は小数点第2位を四捨五入して表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部              |  | 金 額            | 負 債 の 部              |  | 金 額            |
|----------------------|--|----------------|----------------------|--|----------------|
| 科 目                  |  |                | 科 目                  |  |                |
| <b>流 動 資 産</b>       |  | <b>141,988</b> | <b>流 動 負 債</b>       |  | <b>83,826</b>  |
| 現金預金                 |  | 28,074         | 支払手形・工事未払金等          |  | 34,599         |
| 受取手形・完成工事未収入金等       |  | 99,018         | 電子記録債権               |  | 10,652         |
| 電子記録債権               |  | 315            | 短期借入金                |  | 950            |
| 未成工事支出金等             |  | 2,222          | 未払法人税等               |  | 1,918          |
| 短期貸付金                |  | 2              | 未払消費税等               |  | 2,576          |
| 立替金                  |  | 11,025         | 未成工事受入金              |  | 9,322          |
| 未収還付法人税等             |  | 51             | 預り金                  |  | 19,586         |
| その他                  |  | 1,283          | 完成工事補償引当金            |  | 1,047          |
| 貸倒引当金                |  | △5             | 賞与引当金                |  | 808            |
| <b>固 定 資 産</b>       |  | <b>28,371</b>  | 工事損失引当金              |  | 1,610          |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   |  | <b>17,332</b>  | その他                  |  | 752            |
| 建物・構築物               |  | 6,820          | <b>固 定 負 債</b>       |  | <b>13,354</b>  |
| 機械・運搬具及び工具器具備品       |  | 831            | 転換社債型新株予約権付社債        |  | 26             |
| 土地                   |  | 8,588          | 長期借入金                |  | 6,000          |
| リース資産                |  | 15             | 株式給付引当金              |  | 191            |
| 建設仮勘定                |  | 1,075          | 役員退職慰労引当金            |  | 35             |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   |  | <b>601</b>     | 執行役員退職慰労引当金          |  | 25             |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> |  | <b>10,437</b>  | 退職給付に係る負債            |  | 6,302          |
| 投資有価証券               |  | 8,206          | その他                  |  | 772            |
| 長期貸付金                |  | 406            | <b>負 債 合 計</b>       |  | <b>97,180</b>  |
| 繰延税金資産               |  | 1,039          | <b>純 資 産 の 部</b>     |  |                |
| その他                  |  | 913            | <b>株 主 資 本</b>       |  | <b>71,367</b>  |
| 貸倒引当金                |  | △129           | 資本金                  |  | 30,736         |
|                      |  |                | 資本剰余金                |  | 21,746         |
|                      |  |                | 利益剰余金                |  | 20,843         |
|                      |  |                | 自己株式                 |  | △1,959         |
|                      |  |                | その他の包括利益累計額          |  | 618            |
|                      |  |                | その他有価証券評価差額金         |  | 510            |
|                      |  |                | 為替換算調整勘定             |  | △43            |
|                      |  |                | 退職給付に係る調整累計額         |  | 152            |
|                      |  |                | 新株予約権                |  | 166            |
|                      |  |                | 非支配株主持分              |  | 1,026          |
|                      |  |                | <b>純 資 産 合 計</b>     |  | <b>73,179</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>       |  | <b>170,359</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> |  | <b>170,359</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示している。

# 連結損益計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

|     |  |  |  |  |  |  |  |       |         |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|-------|---------|
| 売上  |  |  |  |  |  |  |  |       | 156,050 |
| 売上  |  |  |  |  |  |  |  |       | 144,055 |
| 販売費 |  |  |  |  |  |  |  |       | 11,994  |
| 及び  |  |  |  |  |  |  |  |       | 6,929   |
| 営業  |  |  |  |  |  |  |  |       | 5,064   |
| 営業  |  |  |  |  |  |  |  |       |         |
| 受取  |  |  |  |  |  |  |  | 51    |         |
| 受取  |  |  |  |  |  |  |  | 123   |         |
| 為替  |  |  |  |  |  |  |  | 355   |         |
| その他 |  |  |  |  |  |  |  | 99    | 631     |
| 営業  |  |  |  |  |  |  |  |       |         |
| 支払  |  |  |  |  |  |  |  | 59    |         |
| 支払  |  |  |  |  |  |  |  | 62    |         |
| 支払  |  |  |  |  |  |  |  | 486   |         |
| その他 |  |  |  |  |  |  |  | 33    | 642     |
| 経常  |  |  |  |  |  |  |  |       | 5,054   |
| 特別  |  |  |  |  |  |  |  |       |         |
| 固定  |  |  |  |  |  |  |  | 46    |         |
| 投資  |  |  |  |  |  |  |  | 258   |         |
| その他 |  |  |  |  |  |  |  | 5     | 311     |
| 特別  |  |  |  |  |  |  |  |       |         |
| 固定  |  |  |  |  |  |  |  | 86    |         |
| 訴訟  |  |  |  |  |  |  |  | 15    |         |
| 減損  |  |  |  |  |  |  |  | 45    |         |
| その他 |  |  |  |  |  |  |  | 9     | 157     |
| 税金  |  |  |  |  |  |  |  |       | 5,207   |
| 等調整 |  |  |  |  |  |  |  |       |         |
| 前当期 |  |  |  |  |  |  |  |       |         |
| 純利益 |  |  |  |  |  |  |  |       |         |
| 法人  |  |  |  |  |  |  |  | 2,206 |         |
| 税、  |  |  |  |  |  |  |  |       |         |
| 住民  |  |  |  |  |  |  |  |       |         |
| 税及  |  |  |  |  |  |  |  |       |         |
| び   |  |  |  |  |  |  |  |       |         |
| 事業  |  |  |  |  |  |  |  |       |         |
| 税額  |  |  |  |  |  |  |  |       |         |
| 調整  |  |  |  |  |  |  |  |       |         |
| 額   |  |  |  |  |  |  |  |       |         |
| 当期  |  |  |  |  |  |  |  |       | 3,098   |
| 純   |  |  |  |  |  |  |  |       |         |
| 利益  |  |  |  |  |  |  |  |       |         |
| 非   |  |  |  |  |  |  |  |       | 184     |
| 支配  |  |  |  |  |  |  |  |       |         |
| 株   |  |  |  |  |  |  |  |       |         |
| 主に  |  |  |  |  |  |  |  |       |         |
| 帰   |  |  |  |  |  |  |  |       |         |
| 属   |  |  |  |  |  |  |  |       |         |
| する  |  |  |  |  |  |  |  |       |         |
| 当期  |  |  |  |  |  |  |  |       |         |
| 純   |  |  |  |  |  |  |  |       |         |
| 利益  |  |  |  |  |  |  |  |       | 2,914   |
| 親   |  |  |  |  |  |  |  |       |         |
| 会   |  |  |  |  |  |  |  |       |         |
| 社   |  |  |  |  |  |  |  |       |         |
| 株   |  |  |  |  |  |  |  |       |         |
| 主   |  |  |  |  |  |  |  |       |         |
| に   |  |  |  |  |  |  |  |       |         |
| 帰   |  |  |  |  |  |  |  |       |         |
| 属   |  |  |  |  |  |  |  |       |         |
| する  |  |  |  |  |  |  |  |       |         |
| 当期  |  |  |  |  |  |  |  |       |         |
| 純   |  |  |  |  |  |  |  |       |         |
| 利益  |  |  |  |  |  |  |  |       |         |

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示している。

# 計算書類

## 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部              |                |  | 負 債 の 部                 |                |  |
|----------------------|----------------|--|-------------------------|----------------|--|
| 科 目                  | 金 額            |  | 科 目                     | 金 額            |  |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>110,119</b> |  | <b>流 動 負 債</b>          | <b>66,713</b>  |  |
| 現金預手                 | 22,880         |  | 支払手形                    | 821            |  |
| 受取手形                 | 504            |  | 電子記録債権                  | 7,157          |  |
| 電子記録債権               | 315            |  | 工事未払金                   | 26,708         |  |
| 完成工事未収入金             | 71,226         |  | 短期借入金                   | 650            |  |
| 未成工事支出金              | 1,556          |  | 未払法人税等                  | 1,338          |  |
| 短期貸付金                | 837            |  | 未払消費税等                  | 1,704          |  |
| 立替の金                 | 11,841         |  | 未成工事受入金                 | 7,283          |  |
| そ の 他 の 金            | 971            |  | 未預り金                    | 17,479         |  |
| 貸倒引当金                | △15            |  | 完成工事補償引当金               | 1,003          |  |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>27,616</b>  |  | 賞与引当金                   | 556            |  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>15,903</b>  |  | 工事損失引当金                 | 1,162          |  |
| 建物・構築物               | 6,197          |  | そ の 他 の 負 債             | 847            |  |
| 機械・運搬具               | 583            |  | <b>固 定 負 債</b>          | <b>11,138</b>  |  |
| 工器具・備品               | 163            |  | 轉換社債型新株予約権付社債           | 26             |  |
| 土地                   | 7,808          |  | 長期借入金                   | 6,000          |  |
| リース資産                | 15             |  | 退職給付引当金                 | 4,644          |  |
| 建設仮勘定                | 1,135          |  | 株式給付引当金                 | 191            |  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>558</b>     |  | そ の 他 の 負 債             | 276            |  |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>11,154</b>  |  | <b>負 債 合 計</b>          | <b>77,851</b>  |  |
| 投資有価証券               | 7,173          |  | <b>純 資 産 の 部</b>        |                |  |
| 関係会社株                | 2,138          |  | <b>株 主 資 本</b>          | <b>59,357</b>  |  |
| 長期貸付金                | 758            |  | 資 本 金                   | <b>30,736</b>  |  |
| 長期前払費用               | 17             |  | 資 本 剰 余 金               | <b>21,746</b>  |  |
| 繰延税の金                | 710            |  | 資 本 準 備 金               | 21,746         |  |
| 貸倒引当金                | 734            |  | 利 益 剰 余 金               | <b>8,832</b>   |  |
|                      | △379           |  | 利 益 準 備 金               | 1,105          |  |
|                      |                |  | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 7,727          |  |
|                      |                |  | 固定資産圧縮積立金               | 114            |  |
|                      |                |  | 別 途 積 立 金               | 6,915          |  |
|                      |                |  | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 697            |  |
|                      |                |  | <b>自 己 株 式</b>          | <b>△1,959</b>  |  |
|                      |                |  | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 359            |  |
|                      |                |  | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 359            |  |
|                      |                |  | 新 株 予 約 権               | 166            |  |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>137,735</b> |  | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>59,883</b>  |  |
|                      |                |  | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>    | <b>137,735</b> |  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示している。

# 損益計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

|                       |       |         |
|-----------------------|-------|---------|
| 完 成 工 事 高             |       | 115,708 |
| 完 成 工 事 原 価           |       | 108,523 |
| 完 成 工 事 総 利 益         |       | 7,185   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |       | 4,633   |
| 営 業 利 益               |       | 2,551   |
| 営 業 外 収 益             |       |         |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 194   |         |
| 為 替 差 益               | 351   |         |
| そ の 他                 | 73    | 618     |
| 営 業 外 費 用             |       |         |
| 支 払 利 息               | 58    |         |
| 支 払 保 証 料             | 46    |         |
| 支 払 手 数 料             | 486   |         |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額       | 95    |         |
| そ の 他                 | 10    | 697     |
| 経 常 利 益               |       | 2,473   |
| 特 別 利 益               |       |         |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 46    |         |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 228   | 274     |
| 特 別 損 失               |       |         |
| 固 定 資 産 除 売 却 損       | 82    |         |
| 訴 訟 関 連 損 失           | 11    |         |
| 減 損 損 失               | 45    |         |
| そ の 他                 | 4     | 144     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |       | 2,603   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,196 |         |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △ 7   | 1,188   |
| 当 期 純 利 益             |       | 1,415   |

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示している。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

大豊建設株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩 出 博 男  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 淳 一  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大豊建設株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大豊建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

大豊建設株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岩出博男

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田中淳一

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大豊建設株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

大豊建設株式会社 監査役会

|       |           |
|-------|-----------|
| 常勤監査役 | 秋 葉 賢 三 ㊟ |
| 社外監査役 | 大 角 良 昭 ㊟ |
| 社外監査役 | 武 内 正 一 ㊟ |
| 社外監査役 | 市 場 典 子 ㊟ |

以 上



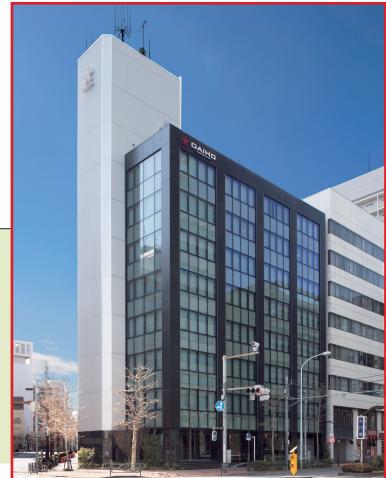
# 会場案内図

開催  
日時

2023年6月29日（木曜日）午前10時  
受付開始 午前9時

会場

東京都中央区新川一丁目24番4号  
当社本店 2階会議室



会場 | 大豊建設株式会社



交通

【東京メトロ】 ●東西線・●日比谷線 茅場町駅 下車 ..... 徒歩 10分  
 【都 営 バス】 ●東京駅丸の内北口バス停・東22系統 乗車 永代橋バス停 下車 ..... 徒歩 1分

大豊建設株式会社



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。

